

## 美濃市協会ホームページ有料バナー広告実施要綱

### 第1条（趣旨）

1. この要綱は、美濃市協会ホームページ有料バナー広告ガイドライン（以下、ガイドライン）に基づき、協会ホームページの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2条（広告掲載の位置等）

1. 広告の掲載位置は、協会ホームページのトップ頁で協会が指定した位置とする。
2. 広告掲載の枠数は10枠とする。

### 第3条（広告の規格等）

1. 広告の種類は、バナー広告とし、その規格は1枠につき、次のとおりとする。
  - (1) 大きさ 縦50ピクセル、横150ピクセル
  - (2) 形式 GIF形式（静止画に限る）
  - (3) 容量 4キロバイト以内

### 第4条（掲載の期間等）

1. 広告の掲載期間は年を単位とし、同一の広告を連続して掲載することが出来る期間は1年を限度とする。ただし、協会が必要と認めた場合は、この限りではない。
2. 広告の掲載期間の開始日は、4月1日の午前9時とし、その終期は、翌年の4月1日の午前9時までとする。
3. 広告の掲載期間内において、協会の都合により協会ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖月を含め、月割りにより返還する。

### 第5条（広告掲載希望者の募集等）

1. 広告掲載希望者の募集は、協会だより及び協会ホームページで行うものとする。

### 第6条（申込及び決定）

1. 協会ホームページに広告を掲載しようとする者（以下「申込者」）は、協会ホームページ有料バナー広告掲載申込書に、広告案、リンク先のホームページの内容を協会に提出しなければならない。
2. 協会は、前項の申込書の提出があった場合は、その可否を決定し、申込者に通知するものとする。

### 第7条（広告原稿の提出）

1. 広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」）は、広告原稿をデジタルデータで提出しなければならない。

### 第8条（広告掲載料）

1. 広告掲載料は、協会会員は1枠につき年間60,000円(消費税及び地方消費税込)とする。協会会員以外は1枠につき年間90,000円(消費税及び地方消費税込)とする。

### 第9条（広告内容等）

1. 広告のデザイン及び内容などは、協会ホームページのイメージを損なうことのないよ

- う、協会は広告主と調整してから掲載するものとする。
2. 広告原稿にイラスト、写真、ロゴ等を使用する場合は、広告主において著作権、肖像権等の確認を行い、著作権料等が発生する場合は広告主が負担するものとする。

#### 第 10 条（禁止する表現）

1. 閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれのある次の表現を含むバナー広告は、禁止する。
  - (1) 「閉じる」「はい」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
  - (2) アラートマーク（「警告」「注意」などの警告を表すもの）
  - (3) ラジオボタン（選択できるようなもの）
  - (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
  - (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）
  - (6) 協会の実施する事業の名称に類似した表現
  - (7) その他協会が不適切と判断した表現。

#### 第 11 条（協会ホームページとの区別）

1. 閲覧者が、協会ホームページコンテンツの一部であるかのように混同するおそれの表現又は、協会の事業であると錯覚するおそれのある表現を禁止する。

#### 第 12 条（色調）

1. 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像または写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

#### 第 13 条（解像度）

1. 文字又はイラストの解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

#### 第 14 条（被害賠償等）

1. 広告主のホームページを閲覧することにより、閲覧者がウイルス等の被害を受けた場合及び広告主と閲覧者の間で発生する問題事項については、広告主の責任で被害賠償等速やかに対処するものとする。

#### 第 15 条（広告内容の変更）

1. 協会は、広告の内容、デザイン及びリンク先ホームページ内容がガイドライン又はこの要綱に抵触していると判断したとき又は、各種法令に違反しているか、あるいはそのおそれがあるときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。また、変更を求めても従わない場合は、リンクを停止することができる。

#### 附則

この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する